

質 疑 回 答 書

1 件 名 課税支援システム機器賃貸借（長期継続契約）

2 場 所 越谷市役所及び越谷市指定場所

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

番号	質 疑 事 項	回 答 内 容
1	<p>納期について</p> <p>指定の契約期間について、今後のコロナウイルス感染拡大と長期化によっては、物流遅延等の不測自体が発生し納期遅延が発生する可能性があります。その他、台風等自然災害の影響もしくは、部品の入荷等の状況により納期遅延が生じた場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等無く、納期延長等を協議できますでしょうか。</p>	<p>「賃貸借契約約款」第13条、第22条に基づく対応となりますが、状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の理由のみによる納入遅延など、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、損害賠償や違約金の請求は行わず、納期（賃貸借開始時期）についての協議に応じます。</p> <p>さらに、指名停止措置については、「越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく対応となりますが、状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大や自然災害の理由のみによる納入遅延など、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、指名停止措置は行いません。</p> <p>なお、「賃貸借契約約款」は、越谷市公式ホームページ（トップページ→暮らし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等）に掲載しておりますので、ご参照ください。</p>
2	<p>質問1. について</p> <p>市の指定納入業者による調達状況が原因となる納入遅延が発生した場合、市と納入業者間で解決をし、リース会社には納入責任がないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>市の指定納入業者による調達状況等が原因となる納入遅延が発生した場合は、受注者の責めに帰すべき理由となります</p>
3	<p>保守について</p>	<p>本件（賃貸借契約）は保守を含みません。</p>

	<p>本件は保守を含まないとの認識でよろしいでしょうか。保守を含む場合は、リース会社には保守責任がないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>保守については機器の物件供給業者の責任範囲となります。</p>
4	<p>契約不適合責任について 製品保証期間外における契約不適合責任について、賃貸人が負わない認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>製品保証期間外は発生いたしません。製品の保証については、物件供給会社と保守契約を結ぶ予定です。保守サービスで対応できないような事由で、機器が故障した場合には発注者側で修繕を行う事を想定しております。</p>
5	<p>使用実績及び再リースの予定について 代替前の現行使用物件は、何年間の使用実績がありますか。また、本件について、再リースの予定はありますか。</p>	<p>現行使用物件は5年間の使用実績となります。 ※現時点での再リースの予定はありません。</p>
6	<p>契約関連書類について 契約書式・契約条項は事前にお示しいただけますでしょうか。できましたら、質問回答時に提示ください。</p>	<p>契約書は本市の書式となり、雛形をお示しすることはできませんが、記載される項目は、件名、規格及び数量、設置場所、賃貸借期間、契約金額、支払条件、契約保証金、等となります。 また、本件については、越谷市公式ホームページ（トップページ→暮らし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等）に掲載しております 「賃貸借契約約款」が添付されますので、ご参照ください。</p>
7	<p>入札金額について 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの期間中賃貸借料総額でよろしいでしょうか。</p>	<p>入札金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（賃貸借期間（5年）総額）の110分の100に相当する金額でお願いいたします。</p>
8	<p>サーバ・パソコンのCPUのスペックについて サーバ・パソコンのCPUのスペックを教えてください。</p>	<p>サーバ：インテル Xeon Silver 4208 プロセッサ (2.10GHz, 8C/16T, 11MB, 2400MHz, 9.6GT/s, 85W) パソコン：インテル Core i3-1125G4</p>

- 9 物件引揚について
 期間終了時の撤去作業は撤去対象機器のデータ消去及び抜線等済んでおり（取外し済み）、1ヶ所に集約されている状態からの撤去という認識でよろしいでしょうか。それとも各設置個所毎に集約されている状態からの撤去となりますか。
 この場合、各設置個所毎のそれぞれの機器の設置台数と集約場所の階層及びエレベーター使用可能かを教えてください。
- 10 質問9. について
 取外しが済んでいない場合、市職員立合い、指導のもと、撤去対象機器の電源がOFFの状態からの作業という認識でよろしいでしょうか。
- 11 データ消去について
 賃貸借期間終了後、引揚機器については再利用・再資源化をする予定ですので、データ消去作業については、引揚後当社指定業者でデータ消去ソフト上書きによる消去作業を行なうという認識でよろしいでしょうか。
- 12 本件長期継続契約と記載ございますが翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には、損害賠償について協議いただけるという認識でよろしいでしょうか。
- 13 コロナ禍や世界的なCPU不足等の問題により、万が一納品遅延が発生した場合、市と納入会社様間で直接解決して頂き、リース会社に責はないという認識でよろしいでしょうか。また指名停止等のペナルティはないという認識でよろしいでしょうか。
- 撤去対象の機器の抜線等の取り外しは行われていません。市の職員立合い、指導のもと撤去の際に行ってください。
 データ消去についても当該賃貸借契約で行うこととなります。
 ※サーバは1台で当市指定のデータセンター、パソコンは16台で市役所庁舎内の指定場所を予定しています。
 データセンターは地下1階、市役所については2階または5階を想定しており、どちらもエレベーターの使用は可能です。
- お見込みのとおりです。
- データ消去の方法については、総務省が掲げる消去方法にならって行うことを考えております。**データ消去は当市職員立会いのうえ、データセンター及び市役所庁舎内(指定場所)で行っていただきます。**また、消去完了後は消去証明書のご提出をいただくこととなります。
- 越谷市賃貸借契約約款（長期継続契約による特約事項）第30条第2項に記載のとおり、実損害の範囲で協議させていただくこととなります。
- 納品遅延が発生した際は、受注者が納入会社と協議していただくこととなります。また、納入遅延の場合の受注者に対するペナルティについては、「賃貸借契約約款」第13条に基づく対応となります。さらに、指名停止措置については、「越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく対応と

		<p>なりますが、状況を確認した上で、新型コロナウイルス感染拡大や世界的なCPU不足等受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、指名停止措置は行いません。</p>
14	<p>本件、保守（パック除く）はリース料金に含まない認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
15	<p>設置場所について市役所及び指定場所と記載ございますが全部で何か所になりますでしょうか。</p>	<p>サーバは当市指定のデータセンター1か所パソコンについては、市役所庁舎内の指定場所1か所となります。</p>
16	<p>撤去費用についてリース料に含める旨記載ございますが、一箇所に取りまとめて頂く（取外作業）については市で実施頂ける理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>A9のとおりです。</p>
17	<p>データ消去作業につきまして、物件引揚後弊社ヤードで行いますが問題ございませんでしょうか。</p>	<p>データ消去は当市職員立会いのうえ、データセンター及び市役所庁舎内(指定場所)で行っていただきます。</p>
18	<p>機器の撤去とデータ消去は受注者の責任において、受注者から撤去・データ消去を行う会社への委託によって実施してもよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。撤去とデータ消去は受注者の責任において、撤去・データの消去を行う会社に委託しても問題ありません。 ただし、第三者に委託する場合、あらかじめ書面により発注者の承諾を得る必要があります。</p>
19	<p>データ消去については、機器引取後に受注者の指定する場所で行うことでよろしいでしょうか。 また、消去方法については受注者の指定するソフトウェア消去でよろしいでしょうか。</p>	<p>データ消去は当市職員立会いのうえ、データセンター及び市役所庁舎内(指定場所)で行っていただきます。 また、消去方法については総務省が掲げる消去方法にならって行うことを考えており、消去完了後にはデータ消去完了証明書の提出をしていただくこととなります。</p>
20	<p>リース期間終了時の各設置場所から発注者指定場所（市役所内会議室を予定）までは</p>	<p>A9のとおりです。</p>

発注者にて集約して頂けるという認識でよろしいでしょうか。